

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるものア～ウ [略]</p> <p>エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の職員</p> <p>オ [略]</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>	<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるものア～ウ [略]</p> <p>エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の職員</p> <p>オ [略]</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>
<p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の88以上100分の145以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の115以上100分の185以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の78以上100分の88未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の101以上100分の115未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の69.5</u>（特定幹部職員</p>	<p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の84.5以上100分の140以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の111.5以上100分の180以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の75.5以上100分の84.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の98.5以上100分の111.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の67</u>（特定幹部職員に</p>

<p>にあつては、<u>100分の89.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の69.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の89.5未満</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37.5超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の37.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p>あつては、<u>100分の87</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の67未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の87未満</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の35超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の35</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の35未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）による改正前の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員（以下「旧特定独立行政法人職員」という。）として在職した後、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に引き続き一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）の適用を受ける職員となった者の給与条例第38条の2及び第38条の3（これらの規定を給与条例第39条第5項及び第43条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3（これらの規定を給与等条例第30条第5項及び第33条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する在職期間については、旧特定独立行政法人職員として在職した期間を、期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「期末手当等規則」という。）第7条の2第1項の在職期間とみなす。
- 旧特定独立行政法人職員として在職していた職員であつて、施行日までの間に引き続き期末手当等規則第3条第2号ウからカまで若しくは同条第3号アからウまで若しくはオ又はこの規則による改正後の期末手当等規則第3条第3号エに掲げる者（以下「特定第3条該当者」という。）となり、特定第3条該当者として在職した後引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となったものの給与条例第38条の2及び第38条の3並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3に規定する在職期間については、旧特定独立行政法人職員として在職した期間を、期末手当等規則第7条の2第1項の在職期間とみなす。